



二輪車ETCをご利用いただくにあたってのお願い

ETCシステム取扱道路管理者

この書類はセットアップ申込書と一緒に大切に保管してください。

安全に走行していただくためのお願い

①乗車時には

ETCカードの有効期限を確認してください。またETCカードを車載器に確実に挿入し、正常に作動することを確認してください。

②料金所走行時には

無理な車線変更は危険ですのでおやめください。

ETCレーンには、十分な車間距離をとり、時速20km以下に減速して進入し、徐行して通行してください。ETCレーンでの並走・追い抜きは禁止です。

③開閉バーが開かなかった際は

ETCレーンを通行中に開閉バーが開かなかった際は、路側表示が「停車」と出る場合もありますが、後続車による追突防止のため、**後退したりせず、二輪車の通行方法を指定する案内板や路面表示等に従い開閉バー※を避けてETCレーンから退避し、**駐停車が禁止されていない場所から安全を確認の上、すみやかにご利用の高速道路会社にご連絡ください。

※開閉バーが閉じた状態でも二輪車が通行可能な間隔を設けています。

連絡先

NEXCO東日本お客さまセンター	0570-024-024	(ナビダイヤル)	(または 03-5308-2424) ※24時間 (年中無休)
NEXCO中日本お客さまセンター	0120-922-229	(フリーダイヤル)	(ご利用できない場合 052-223-0333) ※24時間 (年中無休)
NEXCO西日本お客さまセンター	0120-924-863	(フリーダイヤル)	(ご利用できない場合 06-6876-9031) ※24時間 (年中無休)
首都高お客さまセンター	03-6667-5855		(耳の不自由な方のFAX通信03-3249-1161) ※24時間 (年中無休)
阪神高速お客さまセンター	06-6576-1484		※24時間 (年中無休)
本州四国連絡高速道路お客さま窓口	078-291-1033		※9:00～17:30 (年中無休)
二輪車ETC登録事務局	045-477-1160		※9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始除く)

二輪車ETC車載器について

二輪車に搭載可能なETC車載器は、二輪車用として車載器メーカーが指定したものに限られます。指定されたもの以外の取付けは、誤作動の原因となり、重大事故につながるおそれがありますので絶対におやめください。

再セットアップについて

セットアップ済みの車載器には、ETCを利用する車両を特定するための情報が格納されていますので、次の場合には、情報を書き換えるため、必ず再セットアップを行なってください。

ア 車載器を他の車両に付け替えた場合

イ 車両のナンバープレートが変更になった場合

ウ 車両をけん引できる構造に改造した場合 等

必要な再セットアップを行わずに走行しますと、料金所のゲートが開かなかったり、各種割引・サービスがご利用できない場合があります。また、不正通行とみなされる場合もありますので、ご注意ください。

※本紙裏面に「二輪車ETC登録規約」、「二輪車ETC車載器セットアップ申込書 (Web用)」(お客様保存用)の裏面に「ETCシステム利用規程」が記載されています。必ずご一読願います。